令和８年度（東栄町）第二種特定鳥獣管理計画（ﾆﾎﾝｻﾞﾙ）実施計画

この計画は、愛知県が令和３年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

１　管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（*Macaca fuscata*）

２　計画の期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで

３　管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、東栄町内全域とする。

４　現状

（１）生息環境と土地の利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林の内訳を表１に示す。町内全域における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は１６．３％と低い。

また、竹林も町内各所に点在しており、タケノコはニホンザルの春の主要な食物となる。

町内における中山間地域及び里山の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。

近年、全国的においては過疎化及び高齢化の進行に伴う耕作放棄地の増加が報告されており、町内全域においても同様に増加傾向にある。耕作放棄地の増加は、隣接する農地への被害を助長することが懸念される。

表 1. 林種別森林等面積　　**（単位：ha）**

計画区域町名	総数	立木地							
		針葉樹		広葉樹		（再掲）			
						人工林		天然林	
東栄町	11,207	9,356	83.5%	1,728	15.4%	9,258	82.6%	1,827	16.3%

（単位：ha）

計画区域町名	竹林		無立木地	
東栄町	10	0.1%	112	1.0%

（出典）「2020 年度　愛知県林業統計書」（愛知県農林基盤局林務課　2022 年度）

（２）生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和２年度のニホンザルの分布域は、図１のとおり。東栄町では、全域で生息が確認されている。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であることから、群れごとの管理方針を設定することが望ましい。愛知県が実施したアンケート調査および聞き取り調査の結果は図２のとおりであり、東栄町内には町内全域に６群れが分布しているとされている。一方、住民からの聞き取り結果では、実際の群れ数はこれより多い可能性が示唆されている。

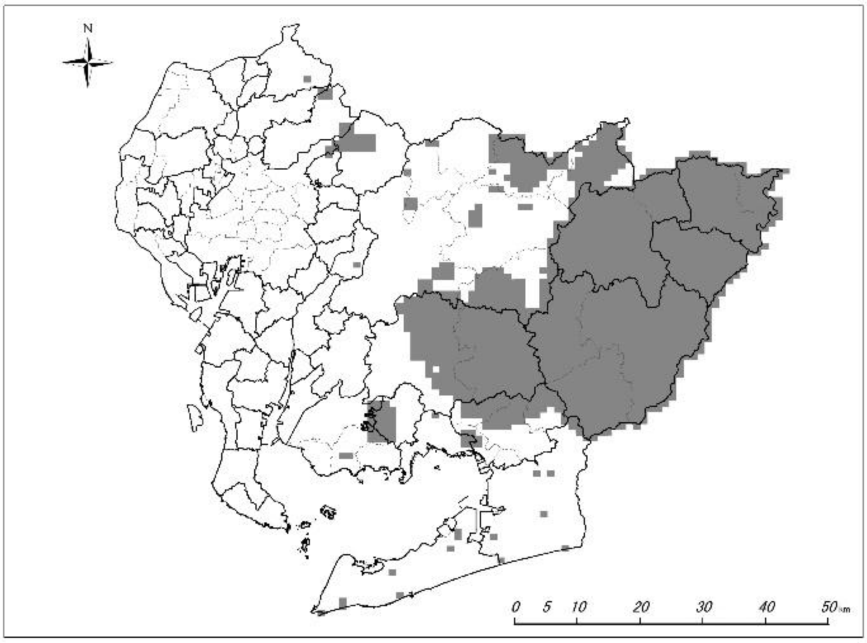

図 1. 愛知県における分布域（R2 年度）

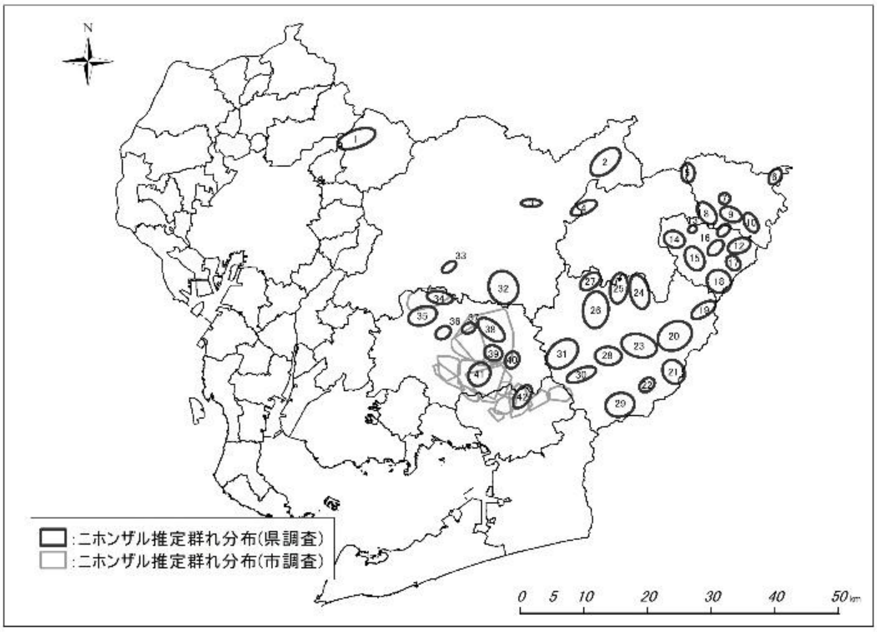

図 2. 愛知県における群れの推定分布図（R2 年度）

（３）被害の状況

ア　被害状況（市町村単位）

町内における令和４年度から令和６年度までの地域別の被害状況を表２に示す。年度によりばらつきはあるが、依然として被害金額は大きい。小規模耕作者の被害は面積が小さいため実態を把握することは困難である。面積が小さいゆえにダメージは大きく壊滅的な状態で、被害は非常に深刻である。また、ニホンザルは農作物の収穫直前に被害を与えるケースが多く、それゆえに被害金額以上のダメージを農家に与えていることにも留意するべきである。

表 2. 東栄町における被害の状況

	R4 年度			R5 年度			R6 年度		
	被害面積（ha）	被害量（t）	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害量（t）	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害量（t）	被害金額（千円）
東栄町	0.9	15.0	2,258	0.8	14.4	2,158	0.8	11.6	1,688
被害作物	稲、果樹、野菜、イモ類等								

また、倉庫等に侵入し内部を荒らすなど、生活環境被害も報告されている。

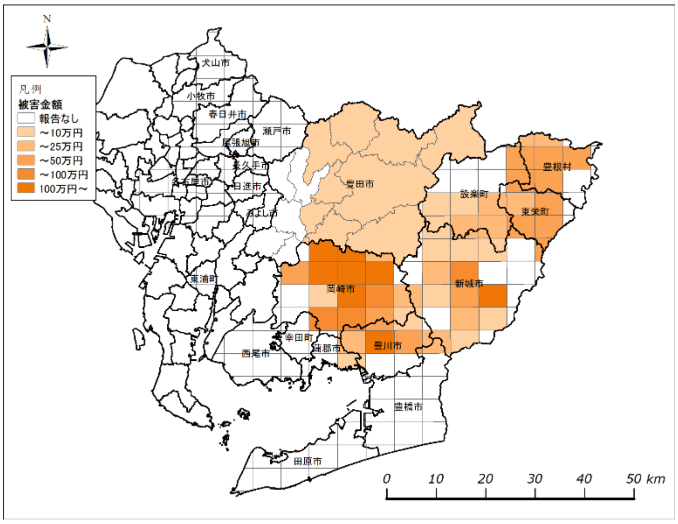

図 3. 愛知県における農業被害額（R6 年度）

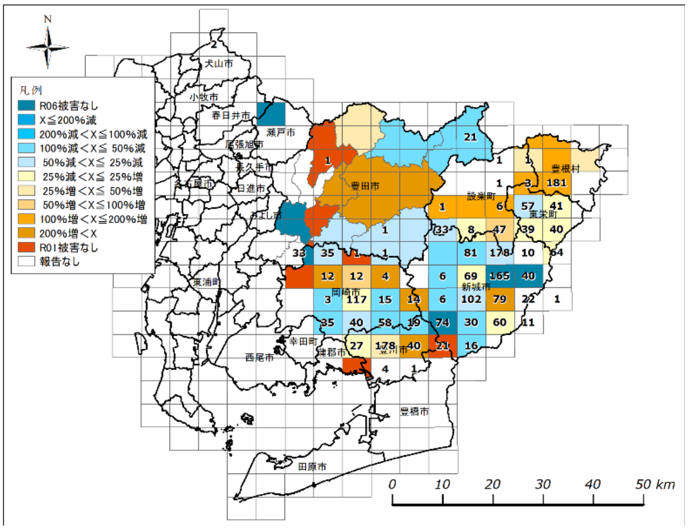

図 4. 愛知県における農業被害額の変化（R1→R6 年度）

イ　加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を６段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は表３のとおり。

表 3. ニホンザルの加害レベルに係る考え方について

レベル０	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
レベル１	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
レベル２	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
レベル３	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
レベル４	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
レベル５	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

表 4. 加害レベル判定表

ポイント	出没頻度	平均的な出没規模	人への反応	集落の農作物被害状況	生活被害
0	山奥にいるためみかけない	群れは山から出てこない	遠くにいても、人の姿を見るだけで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかける時がある	2、3頭程度の出没が多いまたは群れのごく一部が出没	遠くにいても、人が近づくと逃げる	軽微な被害を受けている集落がある	宅地周辺でみかける
2	通年、週に1回程度どこかの集落でみかける	10頭未満の出没が多いまたは群れの一部が出没	遠くにいる場合逃げないが、20m以内までは近づけない	大きな被害(生産量の10%程度)を受けている集落がある	庭先に来る、屋根に登る
3	通年、週に2,3回近くどこかの集落でみかける	10～20頭程度の出没が多いまたは群れの半数程度が出没	群れの中に、20mまで近づいても逃げないサルがいる	甚大な被害(生産量の30%以上、または被害の精神的苦痛が大きい、被害者が怒っている、耕作を諦める)を受けている集落がある	器物を損壊する倉庫に侵入する
4	通年、ほぼ毎日どこかの集落でみかける	20頭以上の出没が多いまたは群れの全体(あるいは大半)が出没	10mまで近づいても逃げない、または威嚇するサルがいる	甚大な被害を受けている集落が3集落以上ある、または行動域内の過半数の集落に甚大な被害が発生している	住居侵入が常態化(繰り返し発生する)

それぞれの項目における判定は、現地調査（群れ探索行動特性調査（ルートセンサス）や直接観察など）、アンケート調査（被害状況調査など）、群れの監視員など被害対策の従事者からの情報、専門家によるチェックといった方法（複数の方法が望ましい）での総合的な評価に基づいて行う。

表 5. 群れの加害レベルとポイント

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版・（2024 年 5 月)」

（４）対策の実施状況と評価

東栄町では、群れの詳細な分布状況及び加害レベルを特定できていない。愛知県の第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）では、被害の状況等から、加害レベル２～４と推定されている。住民からの聞き取り結果では、特に下川、西薗目、月、三輪の群れは加害レベルが高い傾向にあると考えられる。

ア　捕獲に係る対策

愛知県内における令和６年度の捕獲分布図は以下のとおり。

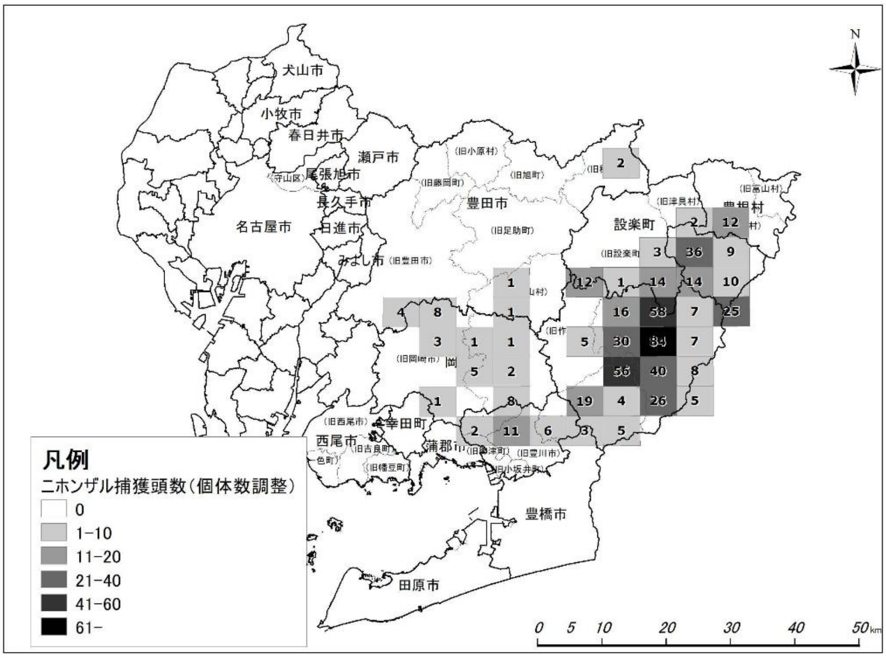

図 5. 愛知県における捕獲分布図（R6 年度）

ニホンザルは多くが県内の東三河地域で捕獲されている。町内の個体数調整による捕獲数を表 6 に示す。

表 6. 東栄町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東栄町	捕獲頭数 （捕獲手法別）	銃	9	19	12	44	8（5）
		罠	3	19	8	4	5（3）

注　R7 年度は年度中のため、左に年度見込みを記載し右に（　）書きで 4 月から 12 月までの実績（受付中のものを含む）を記載した。

現時点では、群れ単位での捕獲は実施していない。

イ 被害防除に係る対策

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策として、網、電気柵及びトタンの設置、環境管理として草刈りや未収穫農作物の回収等が、各地域の実情に応じて実施されている。追い払いについては、現在のところ、個々の住民による対応が中心となっている。

電気柵による防除については、一定の効果があると認識されているものの、効果的な設置方法が十分に普及しておらず、ニホンザルが電気柵を突破して農地に侵入する事例も散見されており、対応に苦慮しているのが現状である。

防護柵については、コスト面での課題が大きいことから、町において設置に対する補助金を交付し、普及に努めている。しかし、ニホンザル対策としては、柵の張り方に十分留意する必要があるほか、被害が日中に多いことから、終日通電を行うことも重要である。

町内の多くの農地には、網や電気柵等の防護柵が設置されている一方で、果樹や農作業残渣等が放置されている事例も見られる。農地周辺に果樹等が存在する場合、それらを足掛かりとして農地へ侵入する可能性があるため、十分な注意が必要である。

また、追い払いについては個々での対応が中心となっているが、ニホンザルは群れ単位で行動することから、人側も集団で追い払いを行う方が高い効果が期待できる。今後は、地域ぐるみでの集団追い払いの推進を図っていく必要がある。

表 7. 東栄町における防除対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東栄町	防護柵(イノシシ・シカ柵※)	1	0	1	1	3 (3)
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	-	-	-	-	-
	電気柵	5	8	2	6	1 (1)
	追払い・追上げ					実施

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

環境管理として草刈りを各々の地域の状況に応じて実施されている。

表 8. 東栄町における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
東栄町	藪・下草の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収 放置果樹の伐採	実施	実施	実施	実施	実施

５　評価

町内全域において生息及び被害が確認されている。被害軽減を目的として、電気柵設置事業及び個体数調整による捕獲事業については、今後も継続して実施する見込みである。一方、現状では複合柵に対する補助制度がないことから、複合柵の普及を図るため、補助メニューへの追加を検討する。

また、町内における群れ数、加害群の特定、行動圏等が十分に把握できておらず、群れ単位での管理が行えていない状況にある。

このため、令和８年度から、電波発信器や GPS 発信機を活用した調査を実施し、群れの行動把握及び適切な管理につなげていく予定である。

表 9. 東栄町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策				
		銃	罠	防護ネット	防護柵(イノシシ用)	防護柵(イノシシ・シカ用)	複合柵(防護柵+電気柵)	電気柵
東栄町	増加傾向	×	△	—	—	—	△	△

	被害防除対策		生息環境管理対策		
	追払い・追上げ	その他(内容)	藪・下草の刈り払い	未収穫農作物の回収放置果樹の伐採	その他(内容)
東栄町	△		○	○	—

６　管理の目標

（１）群れ単位での管理

ニホンザルは群れ単位での管理を基本とする動物であることから、愛知県では市町村単位によるエリア区分は行っていない。

東栄町においてもこの考え方を踏まえ、最終的には群れ単位での管理を目標とする。

現状では、群れの分布状況や加害レベルについて不明な点が多いため、群れの分布把握や、加害レベルを判定する根拠となる情報（集落への出没頻度、出没規模、被害の発生状況等）の収集に努めることとする。

令和８年度には、月地区において２群れを対象に、GPS 及び電波発信器を装着する予定である。あわせて、今後は毎年１～２群れ程度を目安に、順次発信器の装着を進めていく方針とする。

（２）目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目　標	指　標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

管理の目標は、適切な被害防除対策等を実施するとともに、効果的なニホンザルの捕獲（特定計画に基づく個体数の調整のための捕獲（以下、「個体数調整」という。））を行うことなどにより、ニホンザルの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図り、人とニホンザルとの適切な関係を構築することとする。

（３）目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認･評価しつつ､必要に応じて計画の変更等を行う。

次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

７　数の調整に関する事項

（１）前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

（２）捕獲計画（市町村単位）

ニホンザルは非狩猟対象鳥獣であることから、通年にわたる個体数調整の実施が重要である。県の特定計画においては、「加害群を対象とし、群れごとの捕獲目標を、加害レベル等の状況を踏まえて設定する」とされている。

東栄町には、前述の分布図のとおり、複数のニホンザルの群れが存在すると推定されており、県による推計では、これらの群れの加害レベルは２～３とされている。しかしながら、町内に生息するニホンザルの群れは広範囲を移動しており、各群れの定着地域や、どの群れが農作物被害を発生させているかについては、現時点では十分に把握できていない。このため、群れ単位での具体的な捕獲目標の設定は困難な状況にある。

また、ニホンザルは過度な捕獲圧が加わることで群れの分裂を引き起こす可能性があることから、無計画な集中的捕獲は推奨されない。

以上を踏まえ、東栄町における当面の捕獲目標は、群れ規模のおおむね２割程度の捕獲とする。

住民からの聞き取り調査等により、町内に生息するニホンザルの群れは、１群あたり約30頭規模である例が多いと推定されることから、6群れが存在すると仮定し、１群あたり10頭、合計60頭を捕獲目標頭数として設定する。

なお、ニホンザルの群れは、主にオトナメスを中心とした血縁関係によって形成されていることから、オトナメスの捕獲は群れの分裂を招くおそれがある。このため、性別の判別が困難な銃猟による捕獲については慎重に対応する必要があり、可能な限り、個体選別が可能なわな猟による捕獲を推奨する。

表 10. 東栄町における令和８年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
東栄町	10	50	60

（３）捕獲計画（群れ単位）

現時点では、東栄町における群れの分布状況及び加害レベルが不確かであることから、群れ単位での捕獲目標は設定しないこととする。

（４）計画を達成するために実施する対策

狩猟担い手を確保するため新規に狩猟免許を取得した者に対し掛かった経費（受験手数料、診断書手数料、講習会受講料、例題集代）の１/２を補助する。

月地区の2群れにGPS及び電波発信器を装着し、罠の設置位置の検討を図る。

８　被害防除対策に関する事項

（１）実施計画

電気柵、メッシュ柵を広報等の複数の情報伝達手段を用いて推進する。

表 11. 東栄町における令和８年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策						
	防護ﾈｯﾄ	防護柵（ｲﾉｼｼ用）	防護柵（ｲﾉｼｼ・ｼｶ用※）	複合柵（防護柵+電気柵）	電気柵	追払い・追上げ	その他（内容）
東栄町	—	—	—	1	6	実施	—

※嵩上げ含む。

（２）計画を達成するために実施する対策

電気柵、メッシュ柵設置に関して事業費の１/２を補助する。

９　生息環境管理に関する事項

（１）実施計画

広報等の複数の情報伝達手段を用いて、藪の刈り払い、未収穫農作物の回収を呼びかけ推進する。

表 12.　東栄町における令和７年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪・下草の刈り払い	未収穫農作物の回収放置果樹の伐採	その他（内容）
東栄町	実施	実施	—

（２）計画を達成するために実施する対策

藪の刈り払い、未収穫農作物の回収の重要性の周知に努める。

10　その他の管理のために必要な事項

（１）実施計画の実施体制

ア　実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

イ　実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

R7年度から愛知県新城設楽農林事務所普及課と月地区にてモデル地区育成事業を実施している。その中でサルの追い払いの体制整備をしている。GPS発信器及び電波発信器を活用し、効率的な地域ぐるみの追い払いを目指す。

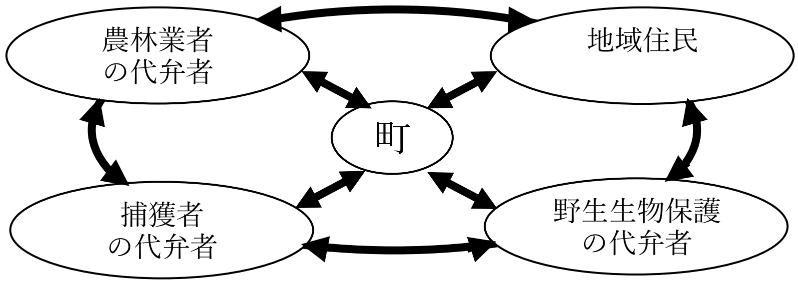

図 6. 計画作成の協議イメージ

状況の把握収集体制

○　被害状況

・農林業被害

町が状況把握することはもとより、農林家、農協、森林組合、鳥獣保護員、地域住民が被害状況を把握し、町に連絡する。

・生活環境被害

町が状況把握することはもとより、地域住民、町、県、警察、消防などが状況を把握し、町に連絡する。

・生態系被害

町が状況把握することはもとより、自然観察指導員、住民、自然保護団体(NGO、NPO)、県、町などが状況を把握し、町に連絡する。

（２）市街地出没への対応

町内全域にて農作物への被害、目撃情報が確認されており、一部の地域では建物の侵入等が報告されている。

ア　出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせて実施する。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ　出没した時の対応

ハナレザル等の突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出没する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第 38 条の２の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第 37 条の危険猟法の許可を取得したうえで行う。

また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

（３）錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備に努める。

（４）感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア　感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることで感染するＢ ウイルスがある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ　安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血

被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。